

新潟県条例第8号

新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県県税条例の一部改正)

第1条 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第5節の3 (略)</p> <p>第6節 自動車税 <u>(第57条－第74条の3)</u></p> <p>第7節・第8節 (略)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(課税地)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ当該各号に掲げるところとする。</p> <p>(1) 普通徴収に係る徴収金 <u>(第6号)</u>に掲げる徴収金を除く。) 賦課すべき日における課税客体の所在地</p> <p>(2) 申告納付に係る徴収金 申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 普通徴収による自動車税に係る徴収金 賦課すべき日における自動車の所有者(法第146条第2項(自動車税の納税義務者等)に規定する使用者にあつては、当該使用者)の住所(県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場)の所在地</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(納税管理人の申告等)</p> <p><b>第10条</b> 県税(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下「法人等」という。))の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税又は固定資産税に限る。次項において同じ。)の納税義務者又は特別徴収義務者(以下この条において「納税義務者等」という。)は、県内に住所、居所、事務所又</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第5節の3 (略)</p> <p>第6節 自動車税</p> <p><u>第1款 通則(第57条)</u></p> <p><u>第2款 環境性能割(第58条－第63条)</u></p> <p><u>第3款 種別割(第64条－第74条の3)</u></p> <p>第7節・第8節 (略)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(課税地)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ当該各号に掲げるところとする。</p> <p>(1) 普通徴収に係る徴収金 <u>(第7号)</u>に掲げる徴収金を除く。) 賦課すべき日における課税客体の所在地</p> <p>(2) 申告納付に係る徴収金 <u>(第6号)</u>に掲げる徴収金を除く。) 申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 自動車税の環境性能割に係る徴収金 申告納付すべき日における納税義務者の住所(県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場)の所在地</u></p> <p><u>(7) 普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金 賦課すべき日における自動車の所有者(法第146条第3項(自動車税の納税義務者等)に規定する使用者にあつては、当該使用者)の住所(県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場)の所在地</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(納税管理人の申告等)</p> <p><b>第10条</b> 県税(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下「法人等」という。))の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税<u>の種別割</u>、鉦区税又は固定資産税に限る。次項において同じ。)の納税義務者又は特別徴収義務者(以下この条において「納税義務者等」という。)は、県内に住所、居所、事</p>

は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合（法人の県民税にあつては、県内に事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有しなくなった場合）においては、課税地を所管する地域振興局の所管区域内に住所等を有する者（以下この項において「管内居住者等」という。）のうちから納税管理人を定め、これに定める必要が生じた日から10日以内（外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで）に納税管理人申告書を知事に提出し、又は課税地を所管する地域振興局の所管区域外に住所等を有する者（以下この項において「管外居住者等」という。）のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内（外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで）に納税管理人承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。納税管理人を管内居住者等に変更した場合その他申告をした事項に異動を生じた場合においては、その変更若しくは異動を生じた日から10日以内にその旨を申告し、又は納税管理人を管外居住者等に変更しようとする場合その他承認を受けた事項に異動を生じた場合においては、その変更をする必要が生じた日若しくはその異動を生じた日から10日以内にその旨を申請して承認を受けなければならない。

2 (略)

(納税証明書の交付等)

**第15条** 法第20条の10（納税証明書の交付）の証明書の交付を請求する者は、別に知事が定める請求書を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる証明書の交付の請求については、口頭ですることができる。

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第2項（第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定によって返付を受けようとする自動車検査証に係る自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないこと又は自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書

(2) (略)

2～4 (略)

第57条 (略)

事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合（法人の県民税にあつては、県内に事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有しなくなった場合）においては、課税地を所管する地域振興局の所管区域内に住所等を有する者（以下この項において「管内居住者等」という。）のうちから納税管理人を定め、これに定める必要が生じた日から10日以内（外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで）に納税管理人申告書を知事に提出し、又は課税地を所管する地域振興局の所管区域外に住所等を有する者（以下この項において「管外居住者等」という。）のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内（外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで）に納税管理人承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。納税管理人を管内居住者等に変更した場合その他申告をした事項に異動を生じた場合においては、その変更若しくは異動を生じた日から10日以内にその旨を申告し、又は納税管理人を管外居住者等に変更しようとする場合その他承認を受けた事項に異動を生じた場合においては、その変更をする必要が生じた日若しくはその異動を生じた日から10日以内にその旨を申請して承認を受けなければならない。

2 (略)

(納税証明書の交付等)

**第15条** 法第20条の10（納税証明書の交付）の証明書の交付を請求する者は、別に知事が定める請求書を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる証明書の交付の請求については、口頭ですることができる。

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第2項（第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定によって返付を受けようとする自動車検査証に係る自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税の種別割を滞納していないこと又は自動車税の種別割を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書

(2) (略)

2～4 (略)

**第1款 通則**

第57条 (略)

## 第2款 環境性能割

(環境性能割の納付の方法)

第58条 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項(環境性能割の申告納付)又は法第161条(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)の規定により環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、法第162条第1項(環境性能割の納付の方法)の証紙に代えて、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する現金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の現金の納付があったときは、法第160条第1項(環境性能割の申告納付)又は法第161条(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)の規定により提出すべき申告書又は修正申告書に別に知事が定める納税済印を押すものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「新規登録」という。)又は同法第13条第1項の規定による移転登録(以下「移転登録」という。)の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第160条第1項(環境性能割の申告納付)の規定による申告書の提出を行う場合は、この限りでない。

第59条 削除

第60条 削除

第61条 削除

第62条 削除

(環境性能割の減免)

第63条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、環境性能割を減免する。

(1) 天災により、法第160条第1項各号(環境性能割の申告納付)に定める自動車の取得の日から別に知事が定める期間内に当該自動車が減失し、又は損壊してその使用に耐えなくなった場合の当該自動車の取得

(2) 天災により減失し、又は損壊した自動車(前

号の規定により減免を受けた自動車の取得に係る自動車を除く。)に代わるものと知事が認める自動車の取得(当該滅失又は損壊の日から別に知事が定める期間内の取得に限る。)

(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療車に係る自動車の取得

(4) 身体障害者(身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。)又は身体障害者等(身体障害者又は精神障害者(精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)で知事が必要と認めるもの

(5) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得で知事が必要と認めるもの

(6) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車の取得で知事が必要と認めるもの

2. 前項の申請は、同項第1号に該当する場合にあつては事由発生の都度、同項第2号から第6号までに該当する場合にあつては法第160条第1項(環境性能割の申告納付)の申告書を提出する際に、別に定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これをしなければならない。

3. 第1項第4号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証をいう。以下同じ。)又は免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。)、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

### 第3款 種別割

(種別割の課税免除)

第64条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第2号から第5号までの自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) (略)

(自動車税の課税免除)

第64条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第2号から第5号までの自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) (略)

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の規定により公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所の設置者又は管理者が専らその教習生の教習の用に供する自動車

(5) (略)

2 (略)

(自動車税の税率)

**第65条** 自動車税の税率は、1台につき、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。この場合において、乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあつては、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

(略)

2 (略)

(自動車税の税率の特例)

**第66条** 法第154条第3項(積雪地域の自動車税の標準税率)に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条第1項の表及び第2項の表に掲げる税率に、10分の10から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

**第67条** 学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスで知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、第65条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

(自動車税の納期)

**第68条** 自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 (略)

3 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で、普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(自動車税の証紙徴収の方法)

**第69条** 自動車税の納税者は、法第158条第3項(自動車税の徴収の方法)の規定によって自動車税を納付する場合は、当該自動車税の額に相当する現

(4) 道路交通法第99条の規定により公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所の設置者又は管理者が所有し、かつ、専らその教習生の教習の用に供する自動車

(5) (略)

2 (略)

(種別割の税率)

**第65条** 種別割の税率は、1台につき、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。この場合において、乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあつては、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

(略)

2 (略)

(種別割の税率の特例)

**第66条** 法第177条の7第3項(積雪地域の種別割の標準税率)に規定する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、同条第1項の表及び第2項の表に掲げる税率に、10分の10から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

**第67条** 学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスで知事の承認を受けたものに対して課する種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、第65条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

(種別割の納期)

**第68条** 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 (略)

3 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で、普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(種別割の証紙徴収の方法)

**第69条** 種別割の納税者は、法第177条の11第3項(種別割の徴収の方法)の規定によって種別割を納付する場合は、当該種別割の額に相当する現金

金を納付しなければならない。

2 (略)

(自動車税の徴収の方法の特例)

**第69条の2** 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条の16（法第159条に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

**第70条** 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実の発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（以下「変更登録」という。）又は同法第13条第1項に規定する移転登録（以下「移転登録」という。）の申請をするときは、その申請をした際に、施行規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 法第146条第2項（自動車税の納税義務者等）の使用者となったとき又は使用者でなくなったとき。

(4) (略)

2 (略)

3 自動車税の納税義務者が、第1項又は前項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前2項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

(自動車税に関する報告)

**第71条** 法第147条第1項（自動車税のみならず課税）に規定する自動車の売主は、法第160条第2項（自動車税の賦課徴収に関する報告の義務）の規定により知事から請求があった場合には、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に関し必要な事項について、別に知事が定めるところにより報告しなければならない。

を納付しなければならない。

2 (略)

(種別割の徴収の方法の特例)

**第69条の2** 前条の規定にかかわらず、種別割の納税者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16（法第177条の12に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

**第70条** 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実の発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（以下「変更登録」という。）又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に、施行規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 法第146条第3項（自動車税の納税義務者等）の使用者となったとき又は使用者でなくなったとき。

(4) (略)

2 (略)

3 種別割の納税義務者が、第1項又は前項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前2項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

(種別割に関する報告)

**第71条** 法第147条第1項（自動車税のみならず課税）に規定する自動車の売主は、法第177条の13第2項（種別割の賦課徴収に関する報告の義務）の規定により知事から請求があった場合には、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する種別割の賦課徴収に関し必要な事項について、別に知事が定めるところにより報告しなければならない。

(自動車税の減免)

**第72条** 知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要と認める者に限り、当該納税者の申請によって自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって、自動車税の減免を受けようとする者は、定期に賦課するものにあつては納期限前7日までに、その他のものにあつては事由発生の都度、次に掲げる事項を記載した申請書に別に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって自動車税の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

**第73条** 知事は、身体障害者(身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。)又は精神障害者(精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。)(以下「身体障害者等」という。)が所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証(道路交通法第92条第1項に規定する運転免許証をいう。以下この項において同じ。)又は免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。)、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

(1)～(6) (略)

**第74条** 知事は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するものと認められる自動車のうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収される

(種別割の減免)

**第72条** 知事は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要と認める者に限り、当該納税者の申請によって種別割を減免することができる。

2 前項の規定によって、種別割の減免を受けようとする者は、定期に賦課するものにあつては納期限前7日までに、その他のものにあつては事由発生の都度、次に掲げる事項を記載した申請書に別に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

**第73条** 知事は、身体障害者又は精神障害者が所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、種別割を減免することができる。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

(1)～(6) (略)

**第74条** 知事は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するものと認められる自動車のうち、必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるも

ものによっては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものによってはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

- 3 第1項の規定によって自動車税の減免を受けた者は、構造変更等により減免を受ける理由がなくなった場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

**第74条の2** 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件の全てに該当するものが、自動車税の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、自動車税を減免することができる。

(1) 納付すべき自動車税に係る徴収金（法第11条の10第1項（自動車等の売主の第二次納税義務）の規定による自動車税を含む。）を滞納していないこと及び減免を受けようとする年度の定期に課された自動車税を納期限までに納付していること。ただし、滞納していること又は納期限までに納付しなかったことが、天災その他やむを得ない理由によるものである場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

- 2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(自動車税に係る督促)

**第74条の3** 知事は、自動車税の納税者が納期限までに自動車税に係る徴収金を完納しないときは、納期限後60日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

**第96条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) (略)

ものによっては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものによってはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

- 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、構造変更等により減免を受ける理由がなくなった場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

**第74条の2** 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件の全てに該当するものが、種別割の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1) 納付すべき種別割に係る徴収金（法第11条の10第1項（自動車等の売主の第二次納税義務）の規定による種別割を含む。）を滞納していないこと及び減免を受けようとする年度の定期に課された種別割を納期限までに納付していること。ただし、滞納していること又は納期限までに納付しなかったことが、天災その他やむを得ない理由によるものである場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(種別割に係る督促)

**第74条の3** 知事は、種別割の納税者が納期限までに種別割に係る徴収金を完納しないときは、納期限後60日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

**第96条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 第36条、第43条、第70条、第71条、第76条若しくは第93条又は法第72条の55第1項（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）、第74条の10第1項から第3項まで（たばこ税の申告納付の手続）若しくは法第745条第1項（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する法第383条（固定資産の申告）の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった者

2 (略)

## 附 則

（自動車税の税率の特例）

**第20条** 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第1号及び次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）、第65条第1項の表第5号中キャンピング車であって営業用又は自家用のもの及び同号中乗用車に類するものであって自家用のもの（次条において「自家用乗用車等」という。）、法第154条第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車の

(2) 第36条、第43条、第70条、第71条、第76条若しくは第93条又は法第72条の55第1項（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）、第74条の10第1項から第3項まで（たばこ税の申告納付の手続）、第160条（環境性能割の申告納付）若しくは法第745条第1項（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する法第383条（固定資産の申告）の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった者

2 (略)

## 附 則

（自動車税の種別割の税率の特例）

**第20条** 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び次条第2項において同じ。）、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）、第65条第1項の表第5号中キャンピング車であって営業用又は自家用のもの及び同号中乗用車に類するものであって自家用のもの（次条において「自家用乗用車等」という。）、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（次項第4号及び第3項第1号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車（次項第5号及び第3項第2号において「石油ガス自動車」と

- うち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次号、次項第3号及び第3項第1号において同じ。)に該当するものを除く。同項第2号において同じ。)で平成27年3月31日までに最初の新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車 で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度
- 2 次に掲げる自動車に対する第65条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率の欄に掲げる額とする。
- (1) (略)
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条第1項の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- いう。)で平成25年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車 で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度
- 2 次に掲げる自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。
- (1) (略)
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車(営業用の乗用車又は第65条第1項の表第5号中乗用車に類するものであって営業用のもの(以下この項及び次項において「営業用乗用車等」という。)に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン

- 3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（第65条第1項の表第5号中乗用車に類するものであって営業用のものを含む。）に対する同項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率の欄に掲げる額とする。
- (1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車

軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則で定めるもの

- (5) 石油ガス自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

- (6) 軽油自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

- 3 次に掲げる自動車のうち、営業用乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。
- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量

に該当するものを除く。)のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項において「エネルギー消費効率」という。)が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので施行規則で定めるもの

- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの又は同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ

が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの  
で施行規則で定めるもの

4・5 (略)

**第20条の2** 平成31年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法（以下この項において「平成28年改正前の法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって、平成28年改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第65条第1項の規定にかかわらず、1台につき、附則別表第3の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に掲げる額とする。

2 前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

3 (略)

**第21条** 法第154条第3項（法附則第12条の4第2項において準用する場合を含む。）（積雪地域の自動車税の標準税率）に規定する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率に、10分の10から第66条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 (略)

**第22条** 第67条第1項に規定する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前3条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率及び前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

4・5 (略)

**第20条の2** 平成31年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法（以下この項において「平成28年改正前の法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって、平成28年改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第65条第1項の規定にかかわらず、1台につき、附則別表第3の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に掲げる額とする。

2 前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

3 (略)

**第21条** 法第177条の7第3項（法附則第12条の4第2項において準用する場合を含む。）（積雪地域の種別割の標準税率）に規定する自動車税の種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率に、10分の10から第66条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 (略)

**第22条** 第67条第1項に規定する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前3条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率及び前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたもの

2 (略)	とする。 2 (略)
-------	---------------

第2条 新潟県税条例の一部を次のように改正する。

附則別表第1を次のように改める。

附則別表第1

自動車		区分		税率 (年額)		
		重課税率	軽課税率	重課税率	軽課税率	
(1) 乗 用車	営業 用	電気自動車			2,000円	
		総排気量が1リットル以下のもの	8,600円		2,000円	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,700円		2,500円	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900円		2,500円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800円		3,500円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000円		4,000円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500円		4,500円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	23,500円		5,500円	
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	27,100円		6,000円	
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	31,200円		7,000円	
	総排気量が6リットルを超えるもの	46,800円		10,500円		
	自家 用	電気自動車				6,500円
		総排気量が1リットル以下のもの				6,500円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの				8,000円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの				9,000円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの				11,000円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの				12,500円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの				14,500円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの				16,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの				19,000円
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの					22,000円	
総排気量が6リットルを超えるもの				27,500円		
(2) ト ラッ ク	営業 用	電気自動車			2,000円	
		最大積載量が1トン以下のもの	7,100円		2,000円	
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900円		2,500円	
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200円		3,000円	
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500円		4,000円	
		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300円		5,000円	
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200円		5,500円	
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000円		6,500円	
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400円		7,500円	
	最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額	7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,200円を加算した額			
	自家 用	電気自動車				2,000円
		最大積載量が1トン以下のもの	8,800円			2,000円
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	12,600円			3,000円
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	17,600円			4,000円
最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの		22,500円			5,500円	

		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	28,000円	6,500円	
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	33,000円	7,500円	
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	38,500円	9,000円	
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	44,500円	10,500円	
		最大積載量が8トンを超えるもの	44,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに6,900円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,600円を加算した額	
	けん引車	営業用	小型自動車に属するもの	8,200円	2,000円
			普通自動車に属するもの	16,600円	4,000円
		自家用	小型自動車に属するもの	11,200円	3,000円
			普通自動車に属するもの	22,600円	5,500円
(3) バス	営業用	一般乗合用バス	乗車定員が30人以下のもの		3,000円
			乗車定員が30人を超え40人以下のもの		4,000円
			乗車定員が40人を超え50人以下のもの		4,500円
			乗車定員が50人を超え60人以下のもの		5,000円
			乗車定員が60人を超え70人以下のもの		6,000円
			乗車定員が70人を超え80人以下のもの		6,500円
			乗車定員が80人を超えるもの		7,500円
	一般乗合用バス以外のバス	乗車定員が30人以下のもの	29,100円	7,000円	
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200円	8,000円	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	41,800円	9,500円	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400円	11,000円	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500円	13,000円	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700円	14,500円	
		乗車定員が80人を超えるもの	70,400円	16,000円	
自家用	乗車定員が30人以下のもの	36,300円	8,500円		
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	45,100円	10,500円		
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	53,900円	12,500円		
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	62,700円	14,500円		
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	72,000円	16,500円		
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	81,400円	18,500円		
	乗車定員が80人を超えるもの	91,300円	21,000円		
(4) 三輪の小型自動車	三輪の小型自動車	営業用	5,100円	1,500円	
		自家用	6,900円	1,500円	
(5) 特殊用途自動車	キャンピング車	電気自動車		5,000円	
		総排気量が1リットル以下のもの		5,000円	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		6,500円	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		7,500円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		9,000円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		10,000円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		11,500円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		13,500円	
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		15,500円	

		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		17,500円	
		総排気量が6リットルを超えるもの		22,000円	
	靈きゅう車		9,700円	2,200円	
乗用車に類するもの	営業用	電気自動車		1,900円	
		総排気量が2リットル以下のもの	8,600円	1,900円	
		総排気量が2リットルを超えるもの	15,800円	3,500円	
	自家用	電気自動車			6,500円
		総排気量が2リットル以下のもの			6,500円
		総排気量が2リットルを超えるもの			9,000円
トラックに類するもの	最大積載量の定めのあるもの		第2号に掲げる当該税率の額		
	最大積載量の定めのないもの	車両重量が3トン以下のもの	12,600円	2,900円	
		車両重量が3トンを超え10トン以下のもの	28,000円	6,400円	
		車両重量が10トンを超えるもの	28,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに11,100円を加算した額	6,400円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに2,600円を加算した額	
バスに類するもの	営業用	普通自動車に属するもの	15,900円	3,700円	
		小型自動車に属するもの	13,200円	3,000円	
	自家用	普通自動車に属するもの	45,100円	10,300円	
		小型自動車に属するもの	36,300円	8,300円	
	三輪の小型自動車に類するもの		第4号に掲げる当該税率の額		

(新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第97号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、県民税の均等割及び不動産取得税の課税の免除の措置を講ずることにより、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)の設立及び活動を支援し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動に係る事業(特定非営利活動促進法第11条第1項第3号の規定により定款に記載された特定非営利活動に係る事業をいう。)の用に供する不動産について次の各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する不動産取得税を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、<u>県民税の均等割、不動産取得税及び自動車税の環境性能割</u>の課税の免除の措置を講ずることにより、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)の設立及び活動を支援し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動に係る事業(特定非営利活動促進法第11条第1項第3号の規定により定款に記載された特定非営利活動に係る事業をいう。以下「<u>特定非営利活動事業</u>」という。)の用に供する不動産について次の各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する不動産取得税を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(自動車税の環境性能割の課税免除)</p>

<p>(申請)</p> <p><b>第4条</b> 前2条の規定により県税の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p><b>第5条</b> (略)</p>	<p><b>第4条</b> 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動事業の用に供する自動車について前条各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する自動車税の環境性能割を免除することができる。</p> <p>(申請)</p> <p><b>第5条</b> 前3条の規定により県税の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p><b>第6条</b> (略)</p>
---	---

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第1条中新潟県県税条例第64条第1項第4号の改正（「（昭和35年法律第105号）」を加える部分を除く。）は、令和8年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 5 この条例の施行前にした行為及び改正法附則の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の環境性能割に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

- 6 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。